

様式第1号 (第9条関係)



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

且.....日

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

.....月.....日から.....月.....日まで

4 企業の全常用労働者数は何人ですか、該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

- (1) 1,000人以上
- (2) 300～999人
- (3) 100～299人
- (4) 30～99人
- (5) 5～29人

平成.....年.....月.....日

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	抽出率番号	※事業所規模番号
.....

※印刷は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業員は除きます。パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週(週)の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)	
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) 基まつて支給給与の総額は(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額は(超過労働手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額は(賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ボーナスアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)
男人人人人時間時間千円千円千円
女人人人人時間時間千円千円千円
計人人人人時間時間千円千円千円
うち、パートタイム労働者人人人人時間時間千円千円千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概要を記入してください。]

- 1 定昇を実施した。
- 2 ベースアップを実施した。
- 3 操業短縮、一時休業を実施した。
- 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
- 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
- 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名
調査票提出年月日年.....月.....日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第2号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第二種事業所用)



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか、該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

5 常用労働者数

6 出勤日数

7 美労働時間数

8 現金給与額(税込み額です。)

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業員は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週(週)の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

※印刷は記入しないでください。

常用労働者の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数		7 美労働時間数		8 現金給与額(税込み額です。)		
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(1) 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(2) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) 定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) 定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) 定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) うち、超過労働給与の総額は延べ何時間でしたか、(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額は延べ何時間を超えた期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)
男											
女											
計											
うち、パートタイム労働者											

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概要を記入してください。]

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査特別調査票

(平成 年 7 月 分)



政府統計

厚生労働省



1 事業所名 (電話)	局番	都道府県 番号	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号 大 中	企業 規模 番号

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間はいつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。)

4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。
(1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人

5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。

常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で前2か月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。

常用労働者について記入してください。

次の者は除きます。
○事業主又は法人の代表者
○無給の家族従業員

1 氏名又は符号	2 性		3 通住の		4 家族労働者 みであるか 別どうかの別	5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (時間でも就業した日は日に数えてください。有給休暇は含めないでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまわって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税金)のみ)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ボーナスアップの差額)給分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまわって支給する給与は含みません。)	時間	千円	万円	十万円	百円	千円	百円
	男	女	通	住								1年未満の端数は切り捨ててください。	時間	万円	千円	百円	万円	千円
1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2								
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2								
3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2								
4	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2								

(100円未満は四捨五入してください。)

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統計 調査員印

※印欄は記入しなくても構いません。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係の方々への質問を行うことがあります。